

農業者の皆さまへ

令和 8 年度補助事業活用に係る事前調査について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

鶴岡市では、農業用機械や園芸用パイプハウス等の導入支援を行っておりますが、今後募集が見込まれる補助事業のニーズを把握するため、事前調査を実施いたします。令和 8 年度に補助事業の活用を検討し、詳細情報の提供を希望される方は、下記に必要事項を記載のうえ、期日までご提出いただきますようご案内いたします。

《 留意事項 》

- ① 過去に実施した事前・要望調査に応募している方も、今回改めてご提出ください。
- ② 事前調査を提出された方を対象として、補助事業毎の要望調査が開始された際に詳細情報を送付します（あくまで事前調査であり、この調査自体への可否回答はありません）。
- ③ 補助事業の申請に際しては、経営改善や経営発展の取組みを行うことが求められます（単純更新の場合は、補助事業採択の見込みはありません）。
- ④ 本調査票の内容は、J A と情報共有させていただきます。また、取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用し、目的以外での情報の利用は行いません。
- ⑤ 下記の対象作物、機械施設名、規格等、数量、概算経費（税込）の欄については、必ず全てご記入の上、ご提出ください。記入漏れにより、ご案内できない場合があります。

提出期限 : 9月12日（金）【期日厳守】
提出先 : 市役所農政課、地域庁舎産業建設課、J A 営農担当まで

※ 事前調査提出期限後にご提出された場合は、補助事業によっては、優先順位が下がったり、事業の案内が送付されない場合や申請ができない場合がありますので御了承ください。

※ 提出する際は、各自控え（コピー）を残してください。

提出日 月 日

お名前

当てはまる場合は○を記入

ご住所

携帯電話

認定農業者

認定新規就農者

対象作物	機械施設名	規格等	数量	概算経費 (税込)
例) 水稻	コンバイン	〇〇農機 MS-123456-G 4条刈、60馬力	1台	800 万円
例) トマト	パイプハウス	7.2m × 45m	1棟	350 万円
				万円
				万円
				万円

問合せ 鶴岡市役所農政課 35-1297
藤島庁舎産業建設課 64-5809
羽黒庁舎産業建設課 26-8777

榊引庁舎産業建設課 57-2114
朝日庁舎産業建設課 53-2117
温海庁舎産業建設課 43-4616

◇ 令和 8 年度補助事業の概要（変更・廃止となる可能性があります。）

事業名	補助率	対象品目	備考
産地生産基盤パワーアップ事業	50%以内	麦・大豆以外	農業用機械はリース導入
麦・大豆生産技術向上事業	50%以内	麦・大豆	補助金上限 5,000 万円
農地利用効率化等支援交付金	30%以内	全般	補助メニュー毎に補助対象経費上限額あり ※補助金上限（地域農業構造転換支援タイプ） 1,500 万円
担い手確保・経営強化支援事業	50%以内	全般	補助メニュー毎に補助対象経費上限額あり ※補助金上限（地域農業構造転換支援対策） 1,500 万円
園芸やまがた産地発展サポート事業	50%以内	野菜・花き果樹	補助メニュー毎に補助上限額等あり
未来を育む農業担い手育成支援事業	50%以内	全般	補助メニュー毎に補助対象経費上限額あり
山形のうまいもの創造支援事業	1/3 以内	全般	補助金上限 1,000 万円

◇ 主な補助対象経費 ※原則、機械導入等は整備内容毎に **50 万円以上** であることが必要です。

項目	内容
水稻、大豆、そば	田植機、コンバイン、トラクター、ブームスプレーヤー、乾燥機、籾摺機、色彩選別機、ライスセンター 等
野菜・花き	パイプハウス、防虫資材、遮光資材、灌水資材、冷房装置、電照装置、換気装置、排水資材、トラクター、管理機、防除機、暖房機、土壌消毒機、収穫機、予冷库、軟白ねぎ資材 等
果樹	雨よけ施設、換気資材、遮熱資材、排水資材、灌水資材、棚用資材、防除用動力散布機、選果機、梱包機、冷蔵庫 等
6 次産業化	機械装置、器具備品及びそれらの導入に必要となる最小限の施設改修 等

◇ 主要機械の面積要件

一部の農業用機械の導入にあたっては、能力ごとに基準面積が定められており、目標年度までに達成する必要があります。

出典：山形県特定農業機械導入基準 H30～

機械	能力	田	普通畑	果樹畑	機械	能力	田
トラクター	20ps～24ps	5ha	6ha	－	コンバイン	刃幅 0.8m～1.2m	7ha
	25ps～34ps	8ha	8ha	5ha		刃幅 1.2m～1.6m	11ha
	35ps～54ps	13ha	12ha	8ha		刃幅 1.6m～	15ha
	55ps～84ps	17ha	17ha	－	田植機	4 条・5 条	7ha
	85ps～	22ha	21ha	－		6 条	10ha
乗用管理機	3 条以上	水稻用 7ha	野菜用 6ha	－		8 条	12ha
						10 条	17ha

※ 中山間、山間地域の場合は、要件緩和（表記載数値の 8 割）となる場合があります。

上記で基準面積が定められていない農業用機械についても、適正規模の投資となるよう、作付計画を定める必要があります。

例) 枝豆 ① 定植機、選別機、洗浄機、脱水機、ラジコン動噴 ⇒ **2.5ha 以上**
 ②自動脱莢機、刈取式収穫機 ⇒ **3ha 以上** ③ ハイクリブーム ⇒ **5ha 以上**

※上記は目安であり、導入機械の能力により変動します。